

山形県

障がい者雇用優良事業主

募集案内

* 山形県は障がい者雇用を積極的に進める
事業主を応援します！！

「山形県障がい者雇用優良事業主認定制度」のシンボルマーク



作品説明

山形県を象徴する「さくらんぼ」をモチーフに、障がいのある人もない人も共に働く姿をイメージし、事業主が積極的に働く障がい者を陰で支える様子を親しみやすく表現しています。

山形県産業労働部雇用・産業人材育成課

山形県障がい者雇用優良事業主認定事業について

この事業は県が積極的に障がい者を雇用している事業主を認定し、その取組を積極的に周知することにより、障がい者雇用に対する理解を増進させ、障がい者雇用の促進を図ることを目的とし実施する事業です。

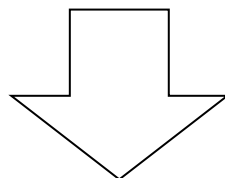
◆「山形県障がい者雇用優良事業主」とは・・・

次に掲げる要件をすべて満たしている企業等です。

- (1) 県内の事業所全体の障がい者実雇用率が3.2%以上であること。
- (2) 身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者を、県内の事業所全体で2名以上雇用していること。
- (3) 特例子会社でないこと。
- (4) 労働関係法令を遵守していること。
- (5) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。

◆「山形県障がい者雇用優良事業主」になると・・・

- (1) 「障がい者雇用優良事業主」であること及びそのシンボルマークなどを会社案内や名刺等に使用できるので、障がい者雇用に積極的に取り組んでいることを、対外的に明示することができます。
- (2) 県がホームページ等を通じて企業名や取組内容などを広く紹介します。
- (3) ハローワークの求人票の会社特性欄に「山形県障がい者雇用優良事業主」であることを記載できます。
- (4) 県が随意契約により物品等を調達する場合、認定事業主が供給できる物品等を選定することについて配慮します。(障がい者雇用推進事業主の登録も必要)
- (5) 令和元・2年度競争入札参加資格者名簿(建設工事)の定期受付から「山形県障がい者雇用優良事業主」に認定されていることが発注者別評価点の評価項目として追加されました。



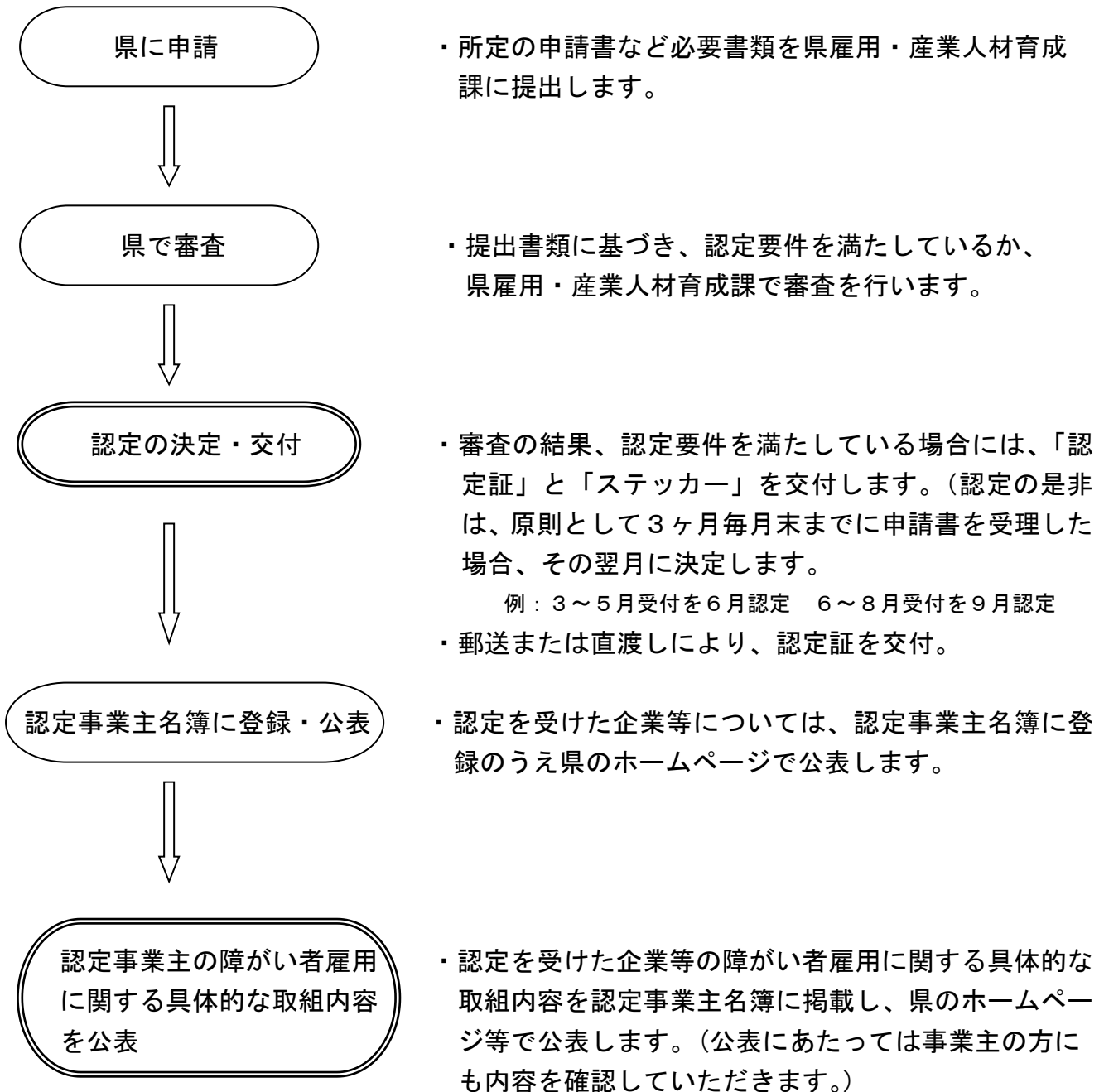
「山形県障がい者雇用優良事業主」であることが広く社外に知られる事により、

企業イメージの向上につながることを期待できます。

認定を受けるための事務手続き

◆事務手続きの流れ

認定までは、概ね次のような流れで行います。



◆申請に必要な書類など

- (1) 申請者：企業等（社会福祉法人、NPO法人等を含む）の主たる事業主
- (2) 申請時期：随時受け付けています。（認定の決定時期については、「事務の流れ」を参照）
- (3) 必要書類：
 - ・認定申請書（第1号様式）
 - ・会社概要（会社案内やチラシ等）
 - ・直近に国へ報告した障害者雇用状況報告書の写し
（企業全体の常用雇用労働者数が40.0人以上の企業のみ）
 - ・雇用する障がい者の障害者手帳の写し
（企業全体の常用雇用労働者数が40.0人未満の企業のみ）
- (4) 認定の有効期間：認定証の交付から起算して3年を経過する日の属する月の末日まで。引き続き認定事業主となるためには、更新の手続きが必要です。

「認定申請書」は県雇用・産業人材育成課ホームページからダウンロードできます。

HPはこちらから→



【申請・お問い合わせ】

山形県産業労働部雇用・産業人材育成課 雇用対策担当

住所：〒990-8570 山形市松波2丁目8番1号

電話：023-630-2711 FAX：023-630-2376